

介護認定業務デジタル化業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

評価項目	評価内容			配点
全体評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、業務を効果的・効率的に実施するための提案が、明確かつ具体的にされているか。	10	20
	業務への理解・知識 提案内容の実現性	業務内容及び目的に関する理解・知識が十分にあり、実施方法が具体的で実現性があるか。	10	
提案内容 評価	職員の負担軽減	担当職員の業務内容を理解し、事務負担の軽減が期待できる内容となっているか。	20	50
	事務の迅速化	作業効率化することにより、要介護認定結果通知までの期間短縮につながる内容となっているか。	20	
	フィードバック	出力されたエラー箇所について、担当職員にフィードバックできる仕組みとなっているか。	10	
業務実施面 評価	業務実施体制	業務に必要な知識・経験を有する人員が適切に配置されているか。	10	20
	作業工程	各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了までの過程が明確にされているか。	10	
業務経費	価格点	10点×提案者のうち最も低い見積価格÷提案者の見積価格 ＝得点 ※小数点以下切り捨て		10

2 評価の方法について

- ① 各審査委員は上記の評価項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。
ただし、評価点が同点の場合は見積書の金額が低い者を受託候補者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。